

自動車税及び自動車取得税の減免の対象 となる精神障害者の範囲の改正について

本県におきましては、精神障害者の方又は精神障害者の方と生計を一にする方が所有される自動車について、自動車税及び自動車取得税の減免をしています。

これまで、減免の対象となる方は、「精神障害者保健福祉手帳（1級）」及び「精神通院医療に係る自立支援医療受給者証」の交付を受けている方とされていましたが、平成23年4月から、「精神通院医療に係る自立支援医療受給者証」の交付を受けていなくても、減免の対象とされることとなりました。

交付を受けていることが必要な手帳等	改正前			改正後
精神障害者保健福祉手帳（1級）	必要	➡		必要
精神通院医療に係る自立支援医療受給者証	必要			不要

減免について、更に詳しいことをお知りになりたい方は、下記の管轄の県税事務所へお問い合わせください。

（平成23年4月1日現在）

名 称	電 話	管 轄 区 域
名古屋東部県税事務所	052-953-7847 (ダイヤルイン)	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	052-531-6305 (ダイヤルイン)	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所	052-362-3215 (ダイヤルイン)	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所	052-682-8924 (ダイヤルイン)	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、愛知郡
東尾張県税事務所	0568-81-3139 (ダイヤルイン)	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	0586-45-3170 (ダイヤルイン)	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多県税事務所	0569-89-8176 (ダイヤルイン)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所	0564-27-2712 (ダイヤルイン)	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
豊田加茂県税事務所	0565-32-7483 (ダイヤルイン)	豊田市、みよし市
東三河県税事務所	0532-54-5111 (代 表)	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
総務部税務課	052-954-6052 (ダイヤルイン)	_____